

○防衛省告示第二百三十七号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和三年十月二十日

防衛大臣 岸 信夫

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先） （令和三年防衛省告示第四百十六号）	令和三年七月一日から同年 十一月五日まで	令和三年十一月六日から令和四年 二月五日まで